

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

昭和の森鳥獣保護区内にある特別保護地区は平成 20 年 10 月 31 日をもって期間満了となる。このため、平成 30 年 10 月 31 日までの 10 年間の再指定を行うに当たり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項で準用する同法第 4 条第 3 項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

1 昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の概要

昭和の森鳥獣保護区は、豊田市（旧藤岡町）の「愛知県昭和の森」を中心とする約 800ha の区域であり、そのうち東海自然歩道沿いの 76ha を特別保護地区に指定している。

所在地：豊田市（旧藤岡町）

経緯：昭和 53 年 昭和の森鳥獣保護区（800ha） 指定

平成元年 特別保護地区（76ha） 指定

（保護区の指定期間を 10 年に定め、10 年毎に再指定している。）

2 特別保護地区内の規制等

（1）鳥獣の捕獲

原則として禁止。

ただし、農業被害等がある場合は有害鳥獣捕獲許可を得れば捕獲が可能。

（2）土地の利用

工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止。鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、県知事許可を得れば可能。

3 地元の意見及び公聴会の開催

（1）平成 20 年 3 月 14 日から 3 月 27 日まで、自然環境課及び豊田加茂事務所において「昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する指針の案」を公告・縦覧したが、意見書の提出はなかった。

（2）平成 20 年 5 月 29 日に豊田市藤岡支所で、「昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会」を開催した。